

# 令和8年度 学校いじめ防止基本方針

富山市立興南中学校

## 1 富山市立興南中学校いじめ防止基本方針について

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立興南中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「富山市立興南中学校いじめ防止対策基本方針」を策定する。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての生徒に関わる問題であるという認識に立ち、生徒が安心して学習活動や学校行事等に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることを、生徒が十分に理解できるように行うことが必要である。

いじめ防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

### (3) いじめの定義

#### (定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等いう。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。
- 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処する。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」(法第22条)を活用して行う。

- 教職員はささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

## 2 本校のいじめの実態と指導方針

### (1) 本校の実態

- ・ 認知件数は、減少傾向にあるものの、近年、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)による「ことば」の暴力やトラブルがあり、問題になっている。
- ・ いじめの類型としては、冷やかしゃからかい、かげ口や悪口等、言葉によるものが中心である。

### (2) 指導方針

- ・ すべての教育活動を通して、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」態度を育てるとともに、生徒だけでなく、保護者も含めて、いじめをしない、させない、許さない学校風土づくりに努める。
- ・ 携帯電話やスマートフォンでの安易な書き込みからいじめにつながるトラブルを防止するため、ネットモラルに関する指導を丁寧に行う。
- ・ 冷やかしゃからかい、直接の悪口等、言葉によるものが多いので、言語環境に留意した教育活動に努める。

## 3 いじめ問題への対応について

### (1) いじめの「未然防止」のための取組

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てよう努める。
- ・ 道徳教育や人権教育を充実させたり、学校行事や生徒会活動等幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、生徒の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ・ 学校の全ての教育活動を通して、生徒との関わりを深め、生徒理解に努める。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ・ 生徒がいじめの問題について学び、生徒自らがいじめの防止を訴えるような取組(生徒会によるいじめ撲滅宣言や相談箱の設置等)を推進する。
- ・ いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるように努める。
- ・ いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で、共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ・ 生徒が良好な人間関係を築き、困難に直面した際に自他を守るための方法として、SSTやSOSの出し方教育を実施する。
- ・ いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

※ 参照【図1 学校におけるいじめ防止等の対策組織】

(2) いじめの「早期発見」のための取組

- ・ 休み時間や放課後の生徒の様子を観察したり、生活ノート等で生徒と日常のやりとりを行ったり、必要に応じた生活アンケートや教育相談を通して、アンテナを高く生徒を見守る。
- ・ ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速かつ丁寧に取り組む。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・ 生徒や保護者、教職員が気軽に相談できる体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関、地域の防犯組織等との連携を図り、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめが起きたときの対応（「即時対応」と「継続した対応」）

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・ 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても丁寧に対応し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。  
※ 参照 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】
- ・ いじめられている生徒といじめを行ったとされる生徒それぞれの保護者には、できる限りいじめの認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導する旨を伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告する。
- ・ 犯罪行為を伴うもの等、学校で解決が困難な場合には、市教育委員会の助言を得る。また、必要に応じて、富山南警察署と相談をして対応する。
- ・ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの生徒との関係が修復し 集団が望ましい状態を取り戻すまで全職員で継続的な観察・指導を行い、安全な教育環境を整える。
- ・ 子供や保護者からの訴えや県等が行うネットパトロールからの情報等、ネット上のいじめと思われる情報を入手したときは、被害の拡大を避けるため、直ちに削除をする措置を講じる。なお、生徒の生命や身体、または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。また、早期発見の観点から、人権侵害情報に関する相談窓口等、関係機関の取り組みについて周知する。
- ・ 生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図るとともに、保護者や地域に対しても、インターネット上のいじめと未然防止、早期発見について啓発する活動を継続的に行う。

(4) いじめが起きたときの生徒・保護者への対応

① いじめられた生徒とその保護者への支援

- ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、全教職員で見守りを行うなどして、いじめられた生徒の安全を確保する。
- イ 必要に応じて、いじめた生徒を別室で指導するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられるようにする。
- ウ 状況に応じて、心理学や福祉等の専門家、教員経験者、警察官等、外部の専門家の協力を得て、対応する。

② いじめた生徒とその保護者への指導・助言

ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理学や福祉等の専門家、教員経験者、警察官等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。

イ 保護者の理解を得て、学校と保護者が連携して対応が行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

ウ いじめた生徒へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。

エ いじめた生徒の背景にも目を向け、プライバシーには十分に留意した対応を行う。

オ 警察と連携した指導では、教育的配慮と個人情報に留意し、いじめた生徒の健全な成長を促すことを目的に行う。

③ その他生徒への指導

ア 傍観者には、自分の問題として真剣に捉えさせる。

イ 傍観者の中でも、同調していた生徒に対しては、いじめ行為と同様であることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。

## 4 重大事態への対応について

### (1) 重大事態とは

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・ 速やかに富山市教育委員会に報告し、富山市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・ 調査の実施は被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫し、共通理解を図りながら進める。また、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応し、信頼関係を構築して進める。
- ・ 調査にあたっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にする。

図1 学校におけるいじめ防止等の対策組織

(法第22条に基づく組織)

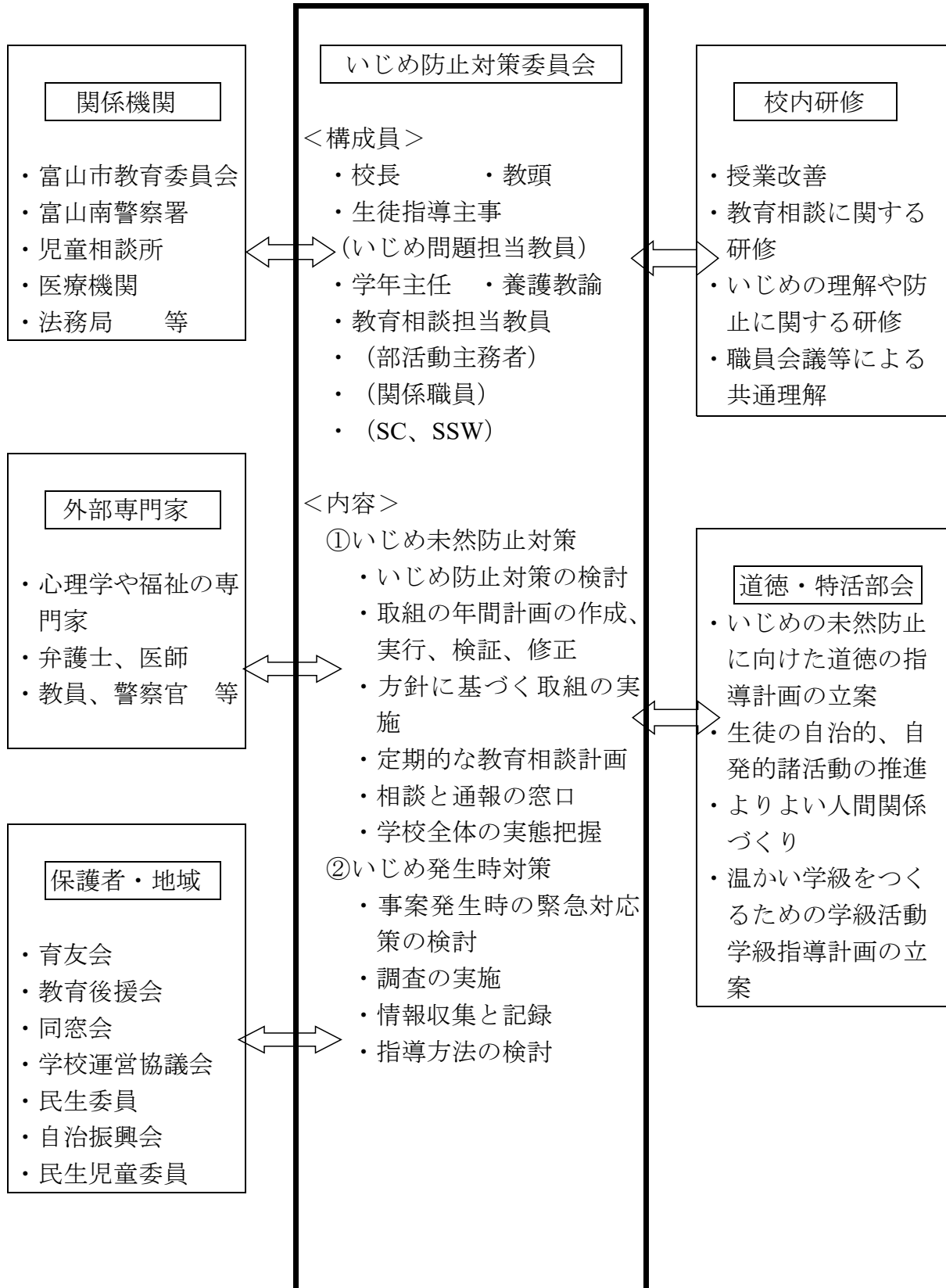


図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

